

早稲田・知的財産法 LL. M. 模擬講義 (2018 年 7 月 30 日)

平成 30 年著作権法改正について

早稲田大学法学学術院・教授
 上野達弘

I はじめに

1 テーマ

- ・上野は、知財 LL. M. (2018 年度) において一般編 [著作権法] (春学期: 火 3 限) と応用編 [LL. M. 知的財産法研究 II] (秋学期: 月 6 限) を担当し、後者では著作権法上の最新論点を取り上げている

[著作権法] (ロースクールと共通)

1	はじめに	
2	著作物	<総論> 著作物性
3		<各論> 二次的・編集
4	著作者	<総論> 創作者主義
5		<各論> 職務著作・映画
6	権利侵害	
7		
8	著作者	著作権
9	の権利	著作者人格権
10	権利の	権利制限規定
11	限界	保護期間
12	著作隣接権	
13	権利の取引	
14	権利の救済	

[LL. M. 知的財産法研究 II] (案)

1	人工知能 (A I) と著作権法
2	応用美術と著作権
3	キャラクターの法的保護
4	ネットメディア・報道と著作権
5	リンク・リーチサイトと著作権
6	インターネットにおける仲介者責任
7	侵害主体の認定
8	著作者の認定
9	著作物の類似性
10	保護期間の算定
11	隣接権制度の諸相
12	著作権法と不法行為法
13	パブリシティ権
14	著作権判例の最新動向

- 本講演は、その模擬講義として、平成 30 年に国会で可決成立した著作権法の改正を概観するものである

2 平成30年改正の概要

・4つの改正法による著作権法の改正

- ① 2018年5月18日、「著作権法の一部を改正する法律」が可決成立〔平成30年法律第30号〕（2019年1月1日施行／施行日未定〔教育の情報化〕）
→ 柔軟な権利制限規定、教育の情報化、障害者関係、アーカイブ等
- ② 2018年5月25日、「学校教育法等の一部を改正する法律」が可決成立〔平成30年法律第39号〕（2019年4月1日施行）
→ デジタル教科書関連
- ③ 2018年6月29日、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」が可決成立〔平成30年法律第70号〕
→ TPP担保法による改正〔平成28年法律第108号〕の施行期日変更
- ④ 2018年7月6日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が可決成立〔平成30年法律第72号〕（施行日未定）
→ 相続等一般承継による著作権の移転の対抗要件の変更

Ⅱ 「柔軟な権利制限規定」の整備（2019年1月1日施行）

- ・2つの行為類型について柔軟な権利制限規定を導入
 - 〔第1層〕権利者の利益を通常害さない行為類型
→ 「柔軟性の高い規定」 = 新30条の4、新47条の4
 - 〔第2層〕権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型
→ 「相当程度柔軟性のある規定」 = 新47条の5

1 非享受利用（30条の4）

著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

- 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第47条の5第1項第2号において同じ。）の用に供する場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

（1）技術の開発・実用化のための試験の用に供するための利用（1号）

現行法	改正後
<p>30条の4（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）</p> <p>公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。</p>	<p>30条の4第1号（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）</p> <p>著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合</p>

- ・現行法においても、技術開発等のための試験の用に供する利用（例：動画圧縮技術の開発のために、テレビの放送番組を実験的に録画・変換してみる）は許容されているが、これが「非享受利用」の一つに位置づけられると共に、権利制限がわずかに拡大

【変更点】

- ・「公表された」を削除 → 未公表著作物も適用対象になり得る
- ・他方、これまでなかった但書による限定が課されることになった
→ もっとも、国会の附帯決議においても、改正前に許容されていた行為は引き続き許容されるとされていることからすれば、この但書に当たる可能性は（少なくとも公表された著作物については）ないと考えられよう

参議院文教科学委員会・附帯決議（平成30年5月17日）

二 柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、現行法において権利制限の対象として想

定されていた行為については引き続き権利制限の対象とする立法趣旨を積極的に広報・周知すること。また、著作物の利用行為の適法性が不透明になり、かえって利用を萎縮する効果が生じたり、法の理解が十分浸透しないために誤解による著作権侵害が助長されたりすることによって、表現の自由の侵害がおき、著作物の創造サイクルが壊されることのないよう、権利者や関係団体の意見も十分踏まえたガイドラインの策定など、必要な対策を講ずること。

(2) 情報解析のための利用（2号）

現行法	改正後
<p>47条の7（情報解析のための複製等） 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。</p>	<p>30条の4第2号（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用） 著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 <中略> 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第47条の5第1項第2号において同じ。）の用に供する場合</p>

- ・現行法においても、情報解析目的の利用（例：新聞における特定の単語の用いられ方を解析するための蓄積）は許容されており、47条の7は、営利目的でも適用される点で、AI開発／機械学習ビジネスの発展にとって非常に有用な規定¹（＝日本は「機械学習パラダイス」²）
→ 今回の改正により、これが「非享受利用」に位置づけられると共に、権利制限がさらに拡大

【変更点】

- ・「情報解析」の定義（「比較、分類その他の統計的な解析を行うこと」）から「統計的な」

¹ 上野達弘「人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の課題」『知的財産紛争の最前線（3）』L&T別冊（民法研究会、2017年）56頁参照。

² 上野達弘「機械学習パラダイス」（<http://rclip.jp/2017/09/09/201708column/>）参照。

を削除

→ AI 開発のためのディープラーニングで用いられる「代数的」「幾何学的」な解析が、権利制限の対象になることを明示

・「電子計算機による」を削除

→ コンピュータを用いない情報解析（例：新聞記事の解析のため紙でコピー、テレビ番組の解析のための録画）も含まれることになった

・「…を行うことを目的とする場合には」を「…の用に供する場合」に変更

→ 自ら解析を行う場合のみならず、情報解析を行う他人のために、著作物を複製し、当該情報解析を行う他人に譲渡・公衆送信すること（例：他社のためにAI 開発用データセットを作成、複数事業者で共有）も可能になる

・許される利用行為（「記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる」）を「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」に変更

→ 譲渡・公衆送信・頒布による利用（例：解析終了後のデータセットを、情報解析を行う他人に送信）も可能

→ さらに、同条の適用を受けて作成された複製物の公衆譲渡（例：解析終了後のデータセットを、情報解析を行う他人に転売譲渡）も許容される（新47条の7〔複製権の制限により作成された複製物の譲渡〕に新30条の4が追加）

・他方、但書（「ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない」）が、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」（新30条の4柱書但書）に一般化されている

→ 改正前は、解析用データベース著作物に限って、適用除外とされていたのに対して、改正後は、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」が、一般的に適用除外になっている

→ しかし、改正前に許容されていた行為は引き続き許容されるという考えに従えば（前記附帯決議）、改正前47条の7本文の要件を満たす行為は、解析用データベースに関する改正前柱書の場合に限って、新30条の4柱書但書に当たると解される³

³ もっとも、改正前の規定では「記録媒体への記録又は翻案」のみが許容されていたため、そこで許容されていない利用行為（例：譲渡、公衆送信）については、解析用データベースに関する改正前47条の7本文但書以外の場合も、新30条の4柱書但書の一般的な適用除外の対象になり得る余地はあろうか。

(3) 電子計算機による知覚認識なき利用 (3号)

現行法	改正後
(新設)	<p>30条の4第3号(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)</p> <p>著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>三 前2号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合</p>

- 以上に加えて、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用」が、新たに「非享受利用」として権利制限の対象とされた
 - この3号では、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく」が条件となる(他方、1号・2号は「人の知覚による認識」はあってもよい)
 - 「前2号に掲げる場合のほか」というのは、「受け皿規定」的な書き方ではあるが、この規定においては、3号が1号・2号のすべてをカバーし得るものではない
- また、「当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合」であることが必要
 - では、どのような行為がこれに当たるのか?
 - [例] 情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等⁴

(4) その他の非享受利用

現行法	改正後
(新設)	<p>30条の4柱書(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)</p> <p>著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現さ</p>

⁴ 文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)41頁には、「著作物の表現の知覚を伴わない利用行為(例:情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等)」との記述あり。

	<p>れた思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><以下略></p>
--	--

- ・さらに、以上に加えて、1号（技術開発試験）・2号（情報解析）・3号（電子計算機による知覚認識なき利用）と同様に、「著作物に表現された思想又は感情を享受しない利用」と評価できる場合は、これら以外の行為も柔軟に権利制限の対象になり得る
→ いわば“柱書による受け皿規定”（その1）⁵

- ・では、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」とは、どのような意味か・・・？
→ 立法過程の議論においては、「視聴者等の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否か」が問題とされている

第196回国会 衆議院・文部科学委員会 第5号（平成30年4月6日）

<p>○小林（茂）委員 明文化をしていくという方向だということでございます。</p> <p>少し法律の条文に入っております。改正法の30条の4、これは資料の二につけさせていただきます。改正案第30条の4の部分でございます。大体2行目から3行目あたりに書かれておるわけで、その部分でございます。柔軟な権利制限規定の個々の条文について、具体的な内容を聞いてまいります。</p> <p>まず、改正案30条4の規定の趣旨と、著作物に表現された思想又は感情の享受とはどのようなことを意味するのか、教えてください。</p> <p>○中岡政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>この30条の4の中に享受という文言が入っておりますけれども、ある行為がこの30条の4に規定をいたします<u>著作物に表現された思想又は感情の享受に当たるか否かは、著作物等の視聴等を通じまして、視聴者等の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断される</u>ものでございます。</p> <p>著作権法の制度のもとでは、著作物に表現されました思想又は感情の享受を目的としない行為につきましては、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなくて、著作権法が保護しようとしている著作権者</p>

⁵ 受け皿規定については、上野達弘「権利制限の一般規定 ——受け皿規定の意義と課題——」中山信弘・金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて—コンテンツと著作権法の役割—』（信山社、2017年）141頁も参照。

の利益を通常害するものではないと考えられるために、当該条項につきましては、原則として、権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられております。

このため、新しい30条の4におきましては、この趣旨が妥当する場合を広く権利制限の対象とするべく、著作物に表現される思想又は感情をみずから享受し又は他人に享受させることを目的としない場合を権利制限の対象とするものでございます。

文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）41頁以下

ア. 第1層の考え方

著作権法の目的は「文化の発展に寄与すること」であり、著作権法はそのための手段の一つとして、著作者の経済的利益の保護を図っているものと考えられる。そして著作者の経済的利益の源泉となる著作物の経済的価値は、市場において、著作物の流通を経て最終的に著作物を視聴する者（需要者）により評価されることによって現実化するものと考えられる。すなわち、視聴者が著作物に表現された思想又は感情を享受することによる知的又は精神的欲求の充足という効用の獲得を期待して、著作物の視聴のために支払う対価が著作物の経済的価値を基礎付けると考えられる。

著作権法は、著作者に対し財産権としての著作権を付与することで、著作物が有するこのような経済的価値について著作者が利益を確保できるようにしている。もっとも、著作権は著作物の視聴行為そのものをコントロールする権利ではない。その代わりに著作権法は、著作物に表現された思想・感情が最終的には視聴者に享受されることを前提とした上で、その表現の享受に先立って著作物の流通過程において行われる複製や公衆送信、頒布といった利用行為をコントロールできる権利として著作権（複製権、公衆送信権、頒布権等）を定めることで、権利者の対価回収の機会を確保しようとしているものと考えられる。

このような考え方に基づく、①著作物の表現の知覚を伴わない利用行為（例：情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等）や②著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らして当該著作物の表現の享受に向けられたものと評価できない行為（例：技術開発の試験の用に供するための著作物の利用等）は、通常、著作物の享受に先立つ利用行為ではなく、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。また、③著作物の知覚を伴うが、情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる利用行為であって独立した経済的な重要性を有さないもの（例：電子計算機における処理の高速化のためのキャッシングや情報通信の負荷低減のためのミラーリング等）については、当該情報処理や情報通信の過程において主たる著作物の利用行為が行われる際に権利者には対価回収の機会が用意されており、上記利用行為は主たる利用行為の補助的な行為に過ぎず、主たる利用行為とは別に著作物の新たな享受の機会を提供するものではないと評価できることから、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。

これらのように通常権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は、著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害さないもの（４．において示した第１層に属する行為類型）と評価できる。

平成２３年報告は「著作物の表現を享受しない利用」（Ｃ類型）に関し、「現行著作権法は、著作物を「見る」、「聞く」等といった表現の知覚を通じてこれを享受する行為それ自体に権利を及ぼすのではなく、こうした表現を享受する行為の前段階の行為である複製行為や公衆送信等といった著作物の提供・提示行為に着目して権利を及ぼしている。」とした上で、「著作権法は、基本的には表現の享受行為と複製等の行為とが密接不可分の関係にあるとの前提に立って権利の及ぶ範囲を想定していたものと考えられる」としているところ、Ｃ類型については、表現の享受に先立って利用行為をコントロールできる権利として著作権を定めることで、権利者の対価回収の機会を確保しようとするものであるという前述の考え方と同様の考え方に基づくものと考えられる。

・では、どのような行為が対象になるのか？

→ 具体的に例示されているのは、リバースエンジニアリング

第１９６回国会 衆議院・文部科学委員会 第５号（平成３０年４月６日）

○中岡政府参考人 お答えいたします。

改正案の取りまとめに先立ちまして、制度設計のあり方につきまして文化審議会で審議を行いました。平成２９年の審議会の著作権分科会の報告書におきましては、表現と機能の複合的性格を持つプログラムの著作物、これにつきましては、対価回収の機会が保障されるべき利用は、プログラムの実行などによるプログラムの機能の享受に向けられた利用行為であると考えられると整理されております。

改正案におきましては、これを踏まえまして法制化を行ったものでございまして、委員御指摘のリバースエンジニアリングと言われるようなプログラムの調査、解析目的のプログラムの著作物の利用は、プログラムの実行などによってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価されるものでございますので、新３０条の４の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に該当するものと考えております。

→ もっとも、リバースエンジニアリングは、かなり以前から改正提案がなされていた事項であり^６、本来であれば、今回の改正によって、より明確性の高い個別規定が設けられるべきであったようにも思われる

^６ さしあたり、文化審議会著作権分科会報告書（平成２１年１月）６７頁以下参照。

- ・そうすると、リバースエンジニアリング以外で、この「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」とはどのようなものが課題となろう（なお、表現非享受であれば、「人の知覚による認識」はあってもよい）

2 電子計算機における著作物利用に付随する利用等（47条の4）

- ・次に、電子計算機による情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる一定の利用を「権利者の利益を通常害さないもの」（第一層）として、既存の規定を整理統合すると共に、「柔軟性の高い権利制限期規定」の対象としている

文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）42頁

また、③著作物の知覚を伴うが、情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる利用行為であって独立した経済的な重要性を有さないもの（例：電子計算機における処理の高速化のためのキャッシングや情報通信の負荷低減のためのミラーリング等）については、当該情報処理や情報通信の過程において主たる著作物の利用行為が行われる際に権利者には対価回収の機会が用意されており、上記利用行為は主たる利用行為の補助的な行為に過ぎず、主たる利用行為とは別に著作物の新たな享受の機会を提供するものではないと評価できることから、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。

これらのように通常権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は、著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害さないもの（4.において示した第1層に属する行為類型）と評価できる。

（1）電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用（1項）

著作権法47条の4第1項 [電子計算機における著作物の利用に付随する利用等]

電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該

情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。

二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合

三 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行うとき。

- ・電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うための利用に関する既存の権利制限規定を（若干変更・シンプル化しつつ）整理

【変更点】

- ・「いずれの方法によるかを問わず」が追加された
→「記録媒体に記録すること」に限定されず、どのような利用行為（二次的著作物の作成利用も含む）も権利制限の対象になり得る
- ・他方、但書が追加されたため（柱書但書）、権利者の利益を不当に害する場合はこの限りでない

① 電子計算機における著作物利用（1号）⁷

現行法	改正後
47条の8（電子計算機における著作物の利用に伴う複製） 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当	47条の4第1項1号（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等） 電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

⁷ 現行法47条の8について、詳しくは、半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール2』（勁草書房、第2版、2015年）582頁以下〔上野達弘〕参照。

<p>該電子計算機の記録媒体に記録することができる。</p>	<p>一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。</p>
--------------------------------	---

[例] 動画投稿サイトの閲覧に伴うプログレッシブダウンロード

② ミラー／キャッシュサーバ（２号）

現行法	改正後
<p>47条の5第1項1号・2項（送信の障害の防止等のための複製）</p> <p>自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第1号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。</p> <p>一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等（公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号におい</p>	<p>47条の4第1項2号（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）</p> <p>電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合</p>

<p>て同じ。)以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの</p> <p><中略></p> <p>2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物(当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。)の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。</p>	
---	--

[例] 情報通信の負荷低減のためのミラーリング

③ 情報提供の準備 (3号)

現行法	改正後
<p>47条の9(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)</p> <p>著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。</p>	<p>47条の4第1項3号(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)</p> <p>電子計算機における利用(情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。)に供される著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>三 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行うとき。</p>

[例] SNSの提供に際して、ユーザがアップした大量のコンテンツを円滑かつ効率的に提供するための準備として、並列分散処理(例:Hadoop)による情報処理を行うために

複数の端末に当該コンテンツをコピー

④ その他の電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用（柱書）

現行法	改正後
(新設)	47条の4第1項柱書（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等） 電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合 <u>その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には</u> 、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- ・以上に加えて、1号～3号以外の行為でも「これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」が、柔軟に権利制限の対象になり得ることになった
 - 将来生じる新たなニーズに対応可能
 - “柱書による受け皿規定”（その2）

(2) 電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用（2項）

著作権法47条の4第2項 [電子計算機における著作物の利用に付随する利用等]

2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体（以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」という。）に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合

二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内

蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合

三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき。

【変更点】

- ・「いずれの方法によるかを問わず」が追加された
→ 各号では「記録媒体に記録する」等が定められているが、どのような利用行為（二次的著作物の作成利用も含む）も権利制限の対象になり得る
- ・他方、但書が追加されたため（柱書但書）、権利者の利益を不当に害する場合はこの限りでない

① 複製機器の保守・修理／交換（1号・2号）

現行法	改正後
<p>47条の4（保守、修理等のための一時的複製） 記録媒体内蔵複製機器（複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体（以下この条において「内蔵記録媒体」という。）に記録して行うものをいう。次項において同じ。）の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。</p> <p>2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。</p> <p>3 前2項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後は、</p>	<p>47条の4第2項1・2号（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）</p> <p>2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>一 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体（以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」という。）に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合</p> <p>二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合</p>

当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。	
----------------------------------	--

- ・現行法でも、一定の行為（例：携帯電話を業者が修理する際、保存されている着メロデータをバックアップのために複製）は許容されるが、今回の改正に伴い、権利制限が拡大
 - = 現行法47条の4第2項における「製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるため」を削除すると共に、「同種の機器と交換」を「同様の機能を有する機器と交換」に変更
 - 現行法では、機器の使用過程で生じた故障や新製品への買い換え（機種変更）の場合には対象外とされているが⁸、改正後は、これらの場合も権利制限の対象となり得る

② サーバのバックアップ（3号）

現行法	改正後
<p>47条の5第1項2号（送信の障害の防止等のための複製）</p> <p>自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第1号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。</p> <p><中略></p> <p>二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供す</p>	<p>47条の4第2項3号（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）</p> <p>2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合……には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき。</p>

⁸ 加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、六訂新版、2013年）359頁参照。

ること 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）	
--	--

[例] サーバの滅失等に備えたバックアップ

③ その他の電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用（柱書）

現行法	改正後
(新設)	47条の4第2項柱書（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等） 2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合 <u>その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u>

- ・以上に加えて、1号～3号以外の行為でも「これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」が、柔軟に権利制限の対象になり得ることになった
 - 将来生じる新たなニーズに対応可能
 - “柱書による受け皿規定”（その3）

3 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（47条の5）

著作権法47条の5（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第2項第2号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提

示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。

三 前2号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者（当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第2項第2号において同じ。）を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- ・ 現行法47条の6（インターネット検索サービス）を、「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等」として[第2層]（権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型）に位置づけた上で、「相当程度柔軟性のある規定」を設けた
→ その趣旨は？（社会的利益+権利者の不利益）

文化庁長官官房著作権課「新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集について（募集要領）」（平成30年7月11日）1頁

新たな第47条の5第1項は、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を提供することには大きな社会的意義が認められる一方で、著作物の利用の程度を軽微なものにとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待してい

る原作品の販売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益についても、その度合は小さなものにとどまること等を踏まえ、権利制限が正当化されています。

(1) 所在検索サービス

- ・現行法でも、インターネット検索サービスに伴う一定の利用（例：情報収集、インデックス作成、検索結果としてスニペットやサムネイル等の表示）は許容されているが、今回の改正により、権利制限の対象となるサービス等が拡大

現行法	改正後
<p>47条の6（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）</p> <p>公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行</p>	<p>47条の5第1項1号（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）</p> <p>電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第2項第2号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>

<p>われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知ったときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行ってはならない。</p>	<p>一 電子計算機を用いて、検索により求める情報(以下この号において「検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。</p> <p><中略></p> <p>2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第2項第2号において同じ。)を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>
--	--

【変更点】

①「送信可能化された著作物」から「公衆への提供又は提示…が行われた著作物」(「公衆提供提示著作物」)に変更

②「送信可能化された情報に係る送信元識別符号…を検索し、及びその結果を提供すること」から「検索により求める情報…の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること」に変更

→ 今回の改正により、様々な検索サービスが対象になり得る(ただし軽微な場合に限る)
 [例] 書籍検索サービス(Google Books)、番組検索サービス(TVEyes)

・現行法47条の7については、これを「公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービス」に拡大する立法論があった⁹

⁹ 半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール2』(勁草書房、第2版、2015年)566頁以下[上野

半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール2』（勁草書房、第2版、2015年）
566頁以下〔上野達弘〕

本条は、インターネット社会の基盤として不可欠な検索サービスを一定の条件で許容するものである。

しかし、本条によって許容されるのは「送信可能化された」情報の検索サービスのみである。たしかに、インターネットには、誰でもいつでもどこからでもアクセスできる大量の情報が存在する。そして、インターネット上の情報は、その量が膨大であるのみならず、世界中のサーバに分散して存在しているため、公衆が目的の情報に効率よく到達するためには、検索サービスが必要である。

ただ、大量の情報が分散して存在しており、公衆が目的の情報に効率よく到達するために検索サービスが必要とされるのは、インターネット上の情報に限られないのではなかろうか。例えば、書籍や新聞等によって出版された情報、テレビやラジオ等によって放送された情報、街の風景など一般公開されている情報は、世界中に分散して存在している大量の情報であり、公衆が目的の情報に効率よく到達するためには、その所在を検索できるサービスが必要となるように思われる。

だとすれば、例えば、書籍や雑誌等の出版物を対象に、何らかのキーワードに関連する部分を検索して、検索結果として所在情報を提供すると共に、スニペットとしてキーワード前後の抜粋を表示するようなサービス（例：Google Books）、テレビ放送された番組を対象に、何らかのキーワードに関連する部分を検索して、検索結果として番組名や放送日時等のメタデータを提供すると共に、前後の抜粋を表示するようなサービス（例：TVEyes）、一般公衆の見やすい風景を対象に、入力した風景写真に関連する場所を検索して、検索結果として位置情報を提供すると共に、付近の風景を一部表示するサービスといったものが考えられる。

これらは、誰でもアクセス可能な情報に公衆が効率よく到達するための手段を提供するという点で社会的意義が認められること、大量かつ不特定の著作物を網羅的に対象とせざるを得ないため、すべての著作権者から事前に許諾を得ることは事実上不可能であること、また、あくまで情報への効率的な到達手段を提供することを目的としており、情報それ自体の提供はこれに付随して必要な限度で行われるに過ぎず、著作権者の利益を不当に害しないと考えられることからして、本条と同様の趣旨に基づいて著作権の制限が正当化される余地があるように思われる。

だとすれば、立法論としては、本条の規定が適用される対象を、「送信可能化された情報」に限らず、公衆がアクセス可能な情報に拡大する等の見直しを行うことが検討課題になり得るように思われる。

達弘] 参照。

- ・ただし、改正法の下でも、「政令で定める基準に従つて行う者」であることが必要
 - 現状の政令には、インターネット検索サービスに関する規定（著作権法施行令7条の5）しかないため、それ以外については政令の改正が必要
- ・そして、細かく見ると、今回の改正により、インターネット検索サービスを含めて、既存の要件が様々に変更されている
 - ①「公衆からの求めに応じ」を削除
 - 現行法では、いわゆる「プッシュ型」検索が対象外であることに批判もあったが¹⁰、今回の改正により「プッシュ型」も（明示的に）権利制限の対象となる¹¹
 - ②「業として」を削除
 - 反復継続して行う場合でない者も権利制限の対象となる
 - ③「当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る」を削除
 - 会員制サイトについても権利制限の対象となり得る（ただし但書で考慮）
 - ④「必要と認められる限度」のみならず「軽微利用」であることが追加
 - ただ、現行法に基づいて許容されているインターネット検索サービスに必要な利用（例：スニペット、サムネイル）は「軽微」に当たると解されよう
 - ⑤ 但書の一般化
 - ただ、現行法に基づくインターネット検索サービスについては、現行法の但書の場合に限って「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たると解される
 - 例えば、書籍検索サービスにおいて、検索結果として辞書の項目全体が表示される場合は、但書に当たり得よう¹²
 - ⑥ 許容される利用行為について、「記録媒体への記録又は翻案」＋「自動公衆送信」から「いずれの方法によるかを問わず、利用」（1項）＋「準備」のための「複製若しくは公衆送信」および「頒布」（2項）に変更¹³
 - インターネット検索サービスに限らず、様々な検索サービスが対象となることに伴って、許容される行為を一般化（ただし、軽微性&但書によって限定）
 - 「準備を行う者」（2項）については、現行法でも、インターネット上の情報を収集・

¹⁰ 中山信弘『著作権法』（有斐閣、第2版、2014年）380頁参照。

¹¹ もっとも、現行法もかなり柔軟な解釈が可能であることについて、上野・前掲注（9）554頁以下参照。

¹² 文化庁長官官房著作権課「新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集について（募集要領）」（平成30年7月11日）4頁は、「例えば、辞書の場合、複数ある語義のうち一部のみを確認されることによって辞書が実際売れなくなる可能性があるとするれば、そのような形で著作物の当該一部を利用する場合もこの不当な場合に当たるものとも考えられます」とする。

¹³ さらに、改正後の新47条の7〔複製権の制限により作成された複製物の譲渡〕に新47条の5が追加されたため、同条の適用を受けて作成された複製物の公衆譲渡も許容されることになる。

整理して検索用データベースを構築する事業者と、公衆からの検索要求に応じて検索結果の提供を行う事業者が異なる場合も権利制限の対象となると解されており¹⁴、これを一般化したものと解されよう

(2) 情報解析&結果提供サービス

現行法	改正後
(新設)	<p>47条の5第1項2号（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）</p> <p>電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第2項第2号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。</p>

- ・さらに、何らかの情報分析サービスを「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること」を新たに権利制限の対象に追加
→ 具体例として、「論文剽窃検証サービス」が挙げられている

¹⁴ 半田＝松田編・前掲注（9）554頁 [上野] 参照。

文化庁長官官房著作権課「新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集について（募集要領）」（平成30年7月11日）1頁

新たな第47条の5第1項第2号の対象となる「情報解析サービス」としては、例えば論文の剽窃の有無を検証する論文剽窃検証サービス等が考えられます。論文剽窃検証サービスの具体的なイメージとしては、例えば、学生が大学に提出した論文について教員が剽窃の有無を確認したいというときに、その論文のテキストデータをサービス提供事業者へ送信し、事業者がその論文のテキストデータと既存の他の出版物や論文等のテキストデータを照合して、両者の一致点の有無や数、その学生の論文中に一致点が占める割合等（情報処理の結果）を解析・検出して大学に提供するとともに、その解析結果により明らかになった一致点が論文の剽窃に当たるのか否かを大学が判断できるようにするために必要な範囲で、既存の他の出版物や論文の一致点を軽微な範囲で表示するといったものが考えられます。なお、そうしたサービス提供の準備のため、サービス提供事業者は、世の中に流通している出版物や論文等をスキャンしてデータベースに蓄積し、テキスト検索ができるよう処理を施しておくといったことがなされることが考えられます。

→ これ以外にどのようなものがあり得るか、は残された課題

- ・なお、「情報解析」の定義は新30条の4第2号と同一であるが、同号と異なり、47条の5第1項第2号では「電子計算機」を用いる情報解析に限定

→ 手動による情報検索は、本号の規定の対象外

- ・他方、新30条の4第2号は「非享受利用」が条件となるのに対して、47条の5第1項第2号では、「その結果を提供」に付随する利用が「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的」とする場合であっても（軽微性を条件として）権利制限の対象になり得る

→ ただし、あくまで情報解析の「結果を提供」するものである必要があるため、既存の著作物を学習したAIがその創作的表現を出力することが許容されるわけではない

[例] 全ての鳥山明マンガを解析して同人の画風で作品を生成できるようになったAIが、結果として既存のキャラクターと類似するイラストを生成した場合

(3) その他（政令指定）

現行法	改正後
(新設)	47条の5第1項3号（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等） 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含む）

	<p>み、当該行為を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、公衆への提供又は提示(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第2項第2号において「公衆提供提示著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの</p>
--	--

- ・ 以上に加えて、1号(所在検索サービス)や2号(情報解析サービス)と同様に「電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するもの」を¹⁵、政令によって柔軟に権利制限の対象になり得るものとした

→ いわば“政令指定を条件とした受け皿規定”

→ ニーズ募集中(2018年7月11日～8月10日)¹⁶

文化庁長官官房著作権課「新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集について(募集要領)」(平成30年7月11日) 4頁

<p>要件ア 所在検索サービス(第1号)や情報解析サービス(第2号)の定義に当てはまらないものであること(前2号に掲げるもののほか)</p> <p>要件イ 電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果</p>
--

¹⁵ もっとも、「著作物の利用の促進に資する」や「国民生活の利便性の向上に寄与する」といった抽象的な要件をこの規定に限って設ける必要性があったかどうかについては検討の余地がある。

¹⁶ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1406974.html>

を提供する行為であること 要件ウ 国民生活の利便性の向上に寄与するものであること

→ その上で、権利制限の対象になるためには、他の要件（必要と認められる限度、付随性、軽微性、但書非該当）を満たす必要もある

4 その他の変更点

(1) 著作権法43条

- ・既存の個別規定に含まれていた「翻案」が、今回の改正により、整理のために新47条の6（現行法43条）にまとめられた（例：30条の2、47条の3）
- 条文番号は変わったが、実質的に大きな変更はなかろう

現行法	改正後
<p>43条（翻訳、翻案等による利用）</p> <p>次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。</p> <p>一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案</p> <p>二 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳</p> <p>三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案</p> <p>四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案</p> <p>五 第三十七条の二 翻訳又は翻案</p>	<p>47条の6（翻訳、翻案等による利用）</p> <p>次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。</p> <p>一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案</p> <p>二 第三十条の二第一項又は第四十七条の三第一項 翻案</p> <p>三 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳</p> <p>四 第三十三条の二第一項又は第四十七条 変形又は翻案</p> <p>五 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案</p> <p>六 第三十七条の二 翻訳又は翻案</p> <p>2 前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著作物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号におい</p>

	<p>て同じ。)により利用することができる場合には、原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。</p> <p>一 第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第二項</p> <p>二 前条第二項の規定により公衆提供提示著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項</p>
--	--

→ なお、学校教育法等の改正に伴い、上記の改正後47条の6第1項4号は、「四 第33条の2第1項、第33条の3第1項又は第47条 変形又は翻案」(下線部分追加)と改正されている(2019年4月1日施行)

(2) 著作権法47条の10

- 複製権の制限規定により作成された複製物の譲渡に関する権利制限規定(現行法47条の10)が、若干の整理の上で47条の7となった¹⁷

現行法	改正後
<p><u>47条の10</u>(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)</p> <p><u>第三十一条第一項</u>(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この条において同じ。)、第三十九条第一</p>	<p><u>47条の7</u>(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)</p> <p><u>第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項</u>(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。)</p>

¹⁷ 例えば、改正法と同条に追加された「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」は、現行法47条の10には掲げられていなかったものであるが、これらの規定の改正に伴い「いずれの方法によるかを問わず」と規定されたにもかかわらず新47条の7に追加されたのは、他の規定との一貫性の観点と見えようか。

<p>項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十六条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。</p>	<p>以下この条において同じ。)、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。</p>
--	--

→ なお、学校教育法等の改正により、上記の改正後47条の7がさらに改正され、「第33条の2第1項」の後に「、第33条の3第1項」を（3カ所）追加（2019年4月1日施行）

Ⅲ 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（施行日未定）

1 内 容

- ・教育の情報化に対応すべく、授業の過程における公衆送信等について権利制限&補償金請求権

→ 施行期日：公布日から3年を超えない範囲内において政令で定める日

著作権法35条（学校その他の教育機関における複製等）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

【変更点】

現行法	改正後
35条（学校その他の教育機関における複製等） 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における <u>使用</u> に供することを目的とする場合には、 <u>必要</u> と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただ	35条（学校その他の教育機関における複製等） 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における <u>利用</u> に供することを目的とする場合には、 <u>その必要</u> と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信

<p>し、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>	<p>(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。</p>
--	---

- ・現行法では、基本的に複製(35条1項)および譲渡(47条の10)が許容され、公衆送信については、一定の同時送信(例:遠隔授業において、主会場で配付した資料や上映した映像を、副会場の同時受講者に送信)に限って許容(35条2項)
 - 今回の改正により、公衆送信&公の伝達も権利制限の対象に含められる
 - [例] 学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為
- ・その上で、新たに権利制限の対象となる公衆送信については「授業目的公衆送信補償金」請求権を付与する一方、従来の権利制限の対象については無許諾無償の権利制限を維持
 - 上野私見としては、諸外国と同様に、著作権法35条に基づく権利制限のすべてに補償金請求権を付与すべきとの考えであったが¹⁸、見送られた

¹⁸ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回)(平成28年8月25日)上野発言参照。

- ・指定管理団体制度（104条の11～）

→ 授業目的公衆送信補償金は「団体によつてのみ行使できる」（＝強制的集中管理）

著作権法104条の11（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第35条第2項（第102条第1項において準用する場合を含む。第104条の13第2項及び第104条の14第2項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第4号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

- ・また、指定管理団体が、「権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する」（104条の11第2項）とは、「個々の権利者からの権利行使の委託等の有無にかかわらず、指定管理団体が権利を行使し得ること」を意味する¹⁹

→ したがって、指定管理団体はアウトサイダーの権利も法律上行使できる（＝拡大集中許諾〔ECL〕制度的）

→ 上野自身は、放送等二次使用料請求権の指定管理団体制度（著95条8項）²⁰と同様に現実に委託された権利のみ行使できるようにすべきとの考え²¹

→ そこで、政令で定めることになっている共通目的基金の割合（新104条の15第1項）は、出版書籍等におけるアウトサイダーの割合からすれば、私的録音録画補償金制度における割合（2割以内〔著104条の8第1項〕）を超えるのが自然か

著作権法104条の15第1項（著作権等の保護に関する事業等のための支出）

指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接

¹⁹ 著作権法104条の2第2項に関して、加戸・前掲注(8)692頁参照。

²⁰ 放送等二次使用料請求権については、「第5項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する」と規定されており（著95条8項）、指定管理団体は、現実に委託された権利のみ行使できることになっている。

²¹ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第3回）（平成28年8月25日）上野発言参照。

権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 意義

- ・ ICT活用教育の円滑化 + 利用に応じた権利者への利益分配
→ [権利制限による円滑な利用促進] & [補償金制度による適正な利益分配] の両立
- ・ もっとも、35条1項の要件(例: 主体、目的、範囲、但書)を満たさないものは引き続き権利制限の対象外であり、そこでは、今後も排他権に基づくライセンスが重要
[例] 教材用コンテンツを学生に提供、雑誌・新聞データベース、教員間の教材共有
→ これまで権利者による「ライセンス」が行われてきた著作物利用のうち、法改正によって権利制限+補償金請求権となるのは、どれほどあるか?
→ なお、デジタル異時送信における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の具体的内容(例: 著作物にアクセスできる人的範囲・期間)は課題となろう

V 障害者関係の権利制限規定の整備(2019年1月1日施行)

1 内容

現行法	改正後
<p>37条3項(視覚障害者等のための複製等) 3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第102条第4項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作</p>	<p>37条3項(視覚障害者等のための複製等) 3 <u>視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者</u>(以下この項及び第102条第4項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作</p>

<p>に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。</p>	<p>物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。</p>
---	---

- ・現行法でも、視覚障害者等のための権利制限規定として、福祉事業者による録音図書等の作成・自動公衆送信等（例：点字図書館による録音サービス）が許容されている（37条3項）
 - マラケシュ条約（2013年署名、2016年9月30日発効）締結も視野に入れつつ（2018年4月25日承認）、この規定を拡大

【変更点】

① 受益者の範囲拡大

- ・現行法37条3項は、権利制限の受益者となる障害者を「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」としており、発達障害や色覚障害はすでに対象となるものの、今回の改正により、肢体不自由等を含む印刷物判読困難者（例：上肢の欠損により書籍の保持が困難な者）が対象に追加される

② 利用行為の拡大

- ・現行法37条3項は、複製または自動公衆送信を許容しているため、視覚障害者等が利用するために必要な形式（例：拡大図書、DAISY〔デジタル録音図書〕）でウェブサイトにアップすることはできるが、今回の改正により「公衆送信」に変更されるため、メール送信サービスも可能になる

2 意 義

- ・障害者の情報アクセス機会の充実

VI アーカイブ関係の権利制限規定の整備(2019年1月1日施行)

1 国会図書館による外国図書館への絶版等資料の送信(31条)

- ・現行法でも、平成24年改正により、国会図書館による絶版等資料の送信が許容されているが(著31条3項)²²、今回の改正により、送信先の図書館等として、「これに類する外国の施設で政令で定めるもの」を追加
→ 国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信が可能となる

2 展示作品のタブレット端末等による解説・紹介(47条)

著作権法47条(美術の著作物等の展示に伴う複製等)

美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者(以下この条において「原作品展示者」という。)は、観覧者のためにこれらの展示する著作物(以下この条及び第47条の6第2項第1号において「展示著作物」という。)の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信(送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。)を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

【変更点】

²² 上野達弘「国会図書館による絶版等資料の送信—平成24年著作権法改正の意義と課題—」ジュリスト1449号35頁(2013年)参照。

- ・現行法でも、美術館等は展示作品の解説・紹介を目的とした小冊子への掲載は許容されているが（47条）、今回の改正により、さらに以下のような行為を許容

[例] 美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること（1号・2号）

[例] 美術館等が展示作品の所在情報を提供するために、ウェブサイトに掲載（3号）

現行法	改正後
<p>47条（美術の著作物等の展示に伴う複製） 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>47条（美術の著作物等の展示に伴う複製等） 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者（以下この条において「原作品展示者」という。）は、観覧者のためにこれらの展示する著作物（以下この条及び第47条の6第2項第1号において「展示著作物」という。）の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>2 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途</p>

	並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
--	---

3 裁定制度における国等の補償金供託免除（67条）

- ・著作権者不明等の場合における著作物の利用（67条）に、同条2項を新設（裁定申請中の利用に関する67条の2も同様）
 - 国・地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の事前供託を不要とし、権利者が現れた場合に支払うことを認める（権利者が現れたときには補償金支払を確実に行うことができるから）

著作権法67条2項（著作権者不明等の場合における著作物の利用）

2 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（以下この項及び次条において「国等」という。）が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

4 意義

- ・アーカイブ利活用のための権利制限
- ・裁定制度の利用促進によるオーファンワークス（権利者不明等著作物）利用円滑化

VII デジタル教科書(2019年4月1日施行)

- ・平成30年学校教育法改正により、「教科用図書」に加えて、その「内容を…記録した電磁的記録…である教材がある場合には、…教科用図書に代えて当該教材を使用することができる」（34条2項）などと規定された（高等学校等については同法附則9条参照）
 - 改正後の著作権法は、改正後の学校教育法34条2項に規定する教材を「教科用図書代替教材」と呼び、そこに著作物を掲載等利用することについて報酬請求権付きの権利制限を設けた（新33条の2）

現行法	改正後
学校教育法34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経	学校教育法34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経

<p>た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。</p>	<p>た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② 前項に規定する教科用図書(以下この条において「教科用図書」という。)の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。</u></p>
<p><u>② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。</u></p>	<p><u>④ 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。</u></p>
<p><u>③ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。</u></p>	<p><u>③ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。</u></p>

著作権法33条の2(教科用図書代替教材への掲載等)

教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第34条第2項又は第3項……の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第34条第2項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていず

れの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第2項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

→ なお、これに伴って、補償金の算出方法について、文化庁長官が毎年「額」を定める方法から「算出方法」を定めるように変更（33条2項、33条の3第2項）

VIII TPP11協定担保法（施行日未定）

1 背景

・2016年、TPP協定に伴い、TPP協定担保法（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律〔平成28年法律第108号〕）により著作権法の改正を行ったが、TPP協定は発効の目処が立たない状況にあった

→ その後、2018年3月、TPP11協定の署名が実現したことを受け、TPP11担保法〔平成30年法律第70号〕により、TPP協定担保法の題名を改めると共に、施行期日（附則1条）を変更

現行法	改正後
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律1条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第3号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律1条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第3号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 TPP協定担保法に基づく著作権法の改正内容²³

²³ 上野達弘「TPP協定と著作権法」ジュリスト1488号58頁（2015年）参照。

(1) 保護期間の延長

- ・著作物・実演・レコードの保護期間を著作者死後等の後70年に延長(著作権法51条等)

(2) 非親告罪化

- ・著作権や著作隣接権の侵害罪について、有償著作物等を「原作のまま」複製等する行為で「著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合」を非親告罪化

著作権法123条2・3項

2 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的又は有償著作物等の提供若しくは提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的で、次の各号のいずれかに掲げる行為を行うことにより犯した第119条第1項の罪については、適用しない。

一 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。次号において同じ。)を行うこと(当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。)。

二 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること(当該有償著作物等の種類及び用途、当該複製の部数及び態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。)。

3 前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等(著作権、出版権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。)であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権、出版権又は著作隣接権を侵害するもの(国外で行われた提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの)を除く。)をいう。

(3) アクセスコントロール

- ・新たに「技術的利用制限手段」(アクセスコントロール)という概念を導入し、その回避行為(例:マジコンを用いたゲームソフトの実行)を一定の場合に著作権や著作隣接権の

侵害とみなすものとした

著作権法2条1項21号

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において利用する行為を含む。以下この号及び第113条第3項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

著作権法113条3項

3 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

（４）配信音源

- ・ 商業用レコード（例：市販CD）の放送・有線放送については実演家・レコード製作者に二次使用料請求権が付与されているが（95条1項・97条1項）、「商業用レコード」は「市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう」と定義され（2条1項7号）、インターネット等で配信された音源（配信音源）はこれに当たらない（WPP T留保宣言²⁴）
→ 現行法の「商業用レコード」を「(送信可能化されたレコードを含む・・・)」と改正

（５）法定損害賠償制度

- ・ TPP協定は、著作権・著作隣接権の侵害（infringement）および商標の不正使用（trademark counterfeiting）に対する民事責任として「pre-established damages」（法定損害賠償）または「追加的な損害賠償」（懲罰賠償を含む）の少なくともいずれかの制

²⁴ これまで、わが国は、WPP T15条3項に基づく留保宣言により、配信音源を商業用レコードとみなすことを適用除外してきた（外務省告示第301号〔平成14年7月12日〕参照）。

度を設けるものと定められていることから（18・74条6項）、改正

→ 著作権等管理事業者（例：JASRAC）の管理する権利について114条第3項（使用料相当額）による損害賠償請求を行う場合は、当該管理事業者の使用料規程により算出した額（算出方法が複数あるときは「最も高い額」）を同項の使用料相当額として請求できる旨を明記

著作権法114条3項・4項 [損害の額の推定等]

3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第2条第1項に規定する管理委託契約に基づき同条第3項に規定する著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該著作権等管理事業者が定める同法第13条第1項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定により算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の使用料の額（当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額）をもつて、前項に規定する金銭の額とすることができる。

3 検討

(1) 適用停止事項（凍結事項）について

- ・ もっとも、TPP11協定には知財章を中心に適用停止（凍結）事項があり²⁵、少なくとも、著作権等の存続期間（TPP協定18・63条）および技術的保護手段（TPP協定18・68条）は凍結されていた
 - にもかかわらず、それらの凍結項目についても今回の改正によって施行を決定
 - その背景には、TPP11協定の交渉を主導してきた日本政府の立場、日EU・EPAの影響などの点が指摘され得るが、賛否両論あり得る²⁶

第196回国会衆議院本会議第19号（平成30年4月17日）

²⁵ さしあたり、川瀬剛志「TPP11（CPTTP）協定の法構造」JCAジャーナル65巻6号4頁（2018年）参照。

²⁶ 早川吉尚・川瀬剛志・濱本正太郎・上野達弘「TPP11は通商・投資分野のルールメイキングに何をもちからすか——自由貿易体制の現在と未来——」JCAジャーナル65巻8号（2018年・近刊）も参照。

○国務大臣（茂木敏充君）

<中略>

次に、交渉に当たっての凍結項目の議論について御質問がございました。

米国がTPPから離脱を表明した後、TPPのハイスタンドを維持しつつ、早期にTPPを発効させるため、各国が考慮したのは、一つは物品市場アクセスの内容を含めた協定の修正は行わない、もう一つは一部のルールのみを凍結することで、早期合意を目指すということでありました。

TPPのハイスタンドを維持しつつ、早期に11カ国での合意を実現するとの2つの目標の両立は大変難しい課題でありましたが、日本が主導して粘り強く交渉を行った結果、7月に箱根で開催された首席交渉官会合からわずか半年で実質的に合意し、3月8日に署名することができたわけであります。

なお、我が国としてはTPPのハイスタンドを維持する必要があると考えたこと、また、日本の主張に沿って、発効後必要となった場合の見直し規定、協定の第六条になるわけではありますが、これが設けられたことなどから、凍結の主張は行わなかったところであります。

次に、凍結項目と米国復帰の関係性について御質問がありました。

凍結項目の多くは、米国が強い関心を有する項目、その意味では復帰を促すインストルメントと考えますが、TPP協定の交渉においては、11カ国は、米国が離脱したことに伴う一部のルールを凍結することで早期合意を目指したものでございます。

いずれにしても、11カ国としては、TPP11を早期に発効させ、引き続き米国への復帰を働きかけていくという考え方であります。

最後に、著作権等の保護期間の延長についての御質問がありました。

著作権等の保護期間の延長については、TPP11協定の凍結項目に含まれているものでありますが、凍結事項は各国がそれぞれの判断でそれを上回るレベルの内容を実施することを妨げるものではないこと、そして、一昨年TPP12締結に伴う国内法整備では、我が国として70年にすることが国際基準の観点から重要であるとの判断をしたこと、さらに、日・EU・EPAにおいても、著作権等の保護期間を著作者の死後七十年とすることでEU側と合意しており、著作権等の70年の保護は、このように国際基準となっているものと認識をいたしております。

内外における著作権等の保護期間の延長によって長期にわたり得られる収益によって、新たな創作活動や新たなアーティストの発掘、育成が可能となり、文化の発展にも寄与することが期待されることから、TPP12協定どおりに実施すべきものと考えております。

（2）TPP11協定発効日（＝担保法施行日）

- ・ T P P 1 1 協定の発効日に、T P P 協定担保法による著作権法改正が施行される

T P P 1 1 協定 3 条（効力発生）

この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも 6 又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後 6 0 日で効力を生ずる。

2 この協定は、1 の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じていないこの協定の署名国については、当該署名国が自国の関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後 6 0 日で効力を生ずる。

[署名国] オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

- ・ 日本は 2 0 1 8 年 7 月 6 日に国内手続完了し、ニュージーランド（協定の寄託国）に通報
→ 2 0 1 8 年 7 月 2 0 日現在、3 か国（メキシコ、日本、シンガポール）が国内手続を完了し、通報
→ 早ければ年内に発効し、改正法施行（例：保護期間延長）の可能性あり

[参考例] 村岡花子・藤田嗣治（1 9 6 8 年没→2 0 1 8 年末 P D 予定）、カール・ヤスパース（1 9 6 9 年没→2 0 1 9 年末 P D 予定）、三島由紀夫（1 9 7 0 年没→2 0 2 0 年末 P D 予定）

Ⅸ 一般承継における対抗要件の変更（施行日未定）

- ・ 2 0 1 8 年 7 月 6 日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が可決成立 [平成 3 0 年法律第 7 2 号]（施行期日：「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」）
→ 高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、民法 8 9 9 条の 2 [共同相続における権利の承継の対抗要件] の新設等

民法 8 9 9 条の 2（共同相続における権利の承継の対抗要件）

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第 9 0 1 条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第 9 0 1 条の規定により算定し

た相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

→ これに伴い、著作権法も改正され（下記の取り消し線部分を削除）、著作権の譲渡は、相続その他の一般承継による場合でも登録が第三者対抗要件となった（88条1項1号〔出版権の登録〕も同様）

著作権法77条（著作権の登録）

次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転（~~相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。~~）若しくは信託による変更又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくはは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

IX おわりに —— 改正の意義&実務上のインプリケーション

・権利制限規定の在り方をめぐっては、いわゆる日本版フェアユースを含めて、様々な議論が展開されてきたが、今回の改正は、10年以上にわたる議論の集大成として、2つの行為類型について柔軟な権利制限規定を導入

[第1層] 権利者の利益を通常害さない行為類型

→ 「柔軟性の高い規定」 = 新30条の4、新47条の4
= 「柱書による受け皿規定」

[第2層] 権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型

→ 「相当程度柔軟性のある規定」 = 新47条の5
= 「政令指定を条件とした受け皿規定」

[第3層] 公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

→ 「適切な明確性と柔軟性の度合いを検討」

・これは、[明確な個別規定] & [柔軟な規定] のコンビネーションにとどまらず²⁷、著作権付与の趣旨から「柔軟性」の程度を類型化（さらに[第一層]を趣旨に応じて2つに区別）

²⁷ 上野達弘「著作権法の柔軟性と明確性」『知的財産・コンピュータと法』（商事法務、2016年）25頁、同「権利制限の一般規定—受け皿規定の意義と課題—」『しなやかな著作権制度に向けて』（信山社、2017年）141頁参照。

したものと理解できる

- その上で、既存の権利制限規定を整理統合して、新たな類型化に位置づけた
- その際、既存の詳細な規定をシンプル化したことには様々な評価があり得るが、[シンプル&フレキシブル]な著作権制度という潮流²⁸に沿うものと言えようか

- ・ さらに、こうした整理統合の過程で、既存の権利制限の修正が多数行われている
 - [例] 情報解析、インターネット検索サービス
 - 特に既存の権利制限の範囲は維持されたという考え（国会附帯決議）に基づくならば、権利制限は全般的に拡大したと考えられる
 - そのため、実務上のイノベーション促進効果に期待 [例] AI開発・機械学習
 - 他方、権利制限の過剰な拡大に対する懸念もあり得るが、「軽微性」や但書（新設 or 一般化）によって、弊害防止に配慮したものと理解される
- ・ また、教育の情報化に関する35条改正に関しては、わが国におけるオール・オア・ナッシング問題（[排他権] または [権利制限による無許諾無償] の規定が多いことによる問題）から [権利制限&補償金請求権] への第一歩といえる²⁹
 - [権利制限による円滑な利用促進] & [補償金制度による適正な利益分配] の両立による著作者の権利保護と著作物の公正な利用のバランスへ
- ・ 著作権法にとって、[権利保護&利用促進] のバランスをいかに実現するか、というのは、永遠の課題であるが、今回の改正は、その調整に多様な手法があることを示した
 - 今回の改正を機に、著作権法の制度論は新時代に入ったと言えるかも知れない³⁰

²⁸ ヨーロッパにおけるシンプル&フレキシブルな著作権リフォームについて、上野達弘「ヨーロッパにおける著作権リフォーム —— 欧州著作権コードを中心に ——」著作権研究39号〔2012年度版〕39頁（2014年）参照。

²⁹ 上野達弘「国際社会における日本の著作権法 —— クリエイタ指向アプローチの可能性 ——」コピライト613号2頁（2012年）、同「著作権法における権利の在り方 ～制度論のメニュー～」コピライト650号2頁（2015年）、同「著作権法における権利の排他性と利益分配」著作権研究42号69頁（2016年）等参照。

³⁰ 参議院・文教科学委員会（2018年5月15日）における上野発言参照。